

## 二宮町地域防災計画（改定案）に対するご意見と町の考え方

募集期間：令和4年1月4日（火）～令和4年2月3日（木）

意見数：3件（電子メール2件、郵送1件）

番号	意見の概要	町の考え方
1	<p>二宮町では富士山と箱根山の火山噴火による災害の可能性があります、特に富士山については江戸時代の大噴火の後、活動は休止しているものの、いつまた噴火活動が始まるか予測できず、事前の備えが重要です。</p> <p>火山噴火災害による被害を少しでも減少させるため、以下の項目について、町地域防災計画に明記していただきますようお願いいたします。</p> <p>ア 火山噴火警報等の通報及び伝達体制                      イ 障がい者など要配慮者への火山噴火警報等の伝達体制                      ウ 火山噴火警報等が発令された時の住民のとるべき行動                      エ 避難の基準等                      オ 火山灰の降灰があった場合の住民の対応                      カ 火山灰処理に関する町の収集、保管、処理計画                      キ 火山灰の影響により大規模な停電、断水等ライフラインに重大な影響があった場合の住民生活支援計画                      ク 火山噴火災害についての住民への周知・啓発                      ケ 学校における火山噴火災害についての防災教育</p>	<p>富士山火山防災対策協議会では、二宮町は「火山災害警戒区域地」までの指定は受けておりません。しかしながらご意見のとおり火山噴火災害に対する備えは必要となります。ご意見及び神奈川県防災計画を参考に、風水害編1-2 災害想定 (2)火山災害 に下記の文面を追記いたします。（〃部分）</p> <p>○富士山火山防災対策協議会では、富士山が噴火した場合の降灰の影響範囲を予測しており、二宮町には10～30cm 降灰が堆積するとされています。なお、木造家屋では屋根に30cm 以上の火山灰が積ると、屋根が抜けたり建物が倒壊することもあると言われています。</p> <p>また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流の到達の可能性がある市町が火山災害警戒区域地として指定されました。二宮町は、この区域に入っていないが、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。</p> <p>○降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方としては、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰可能性マップにおいて30cm 以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2cm 以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。</p>
2	<p>計画本文中において、接続詞として用いられている「又は」「及び」などの字句が、漢字表記と平仮名表記の2つが混在している状況です。</p> <p>公用文の表記原則に従い、特段の事情がなければ全て漢字表記に統一すべきであると思います。</p>	<p>ご意見のとおり混在しておりますので、「又は」、「及び」と漢字で統一して修正いたします。</p>

3	<p>地震対策編 3-3 救助・救急、消火活動体制の拡充 (1) 消防力の強化</p> <p>○地震時の広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。また、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備や住宅用火災警報器の設置・普及を図ります。</p> <p>要旨：「建築物、建材の不燃化促進」の語句の削除</p> <p>理由：まず、内容の理念については諸手を挙げて賛成であります。</p> <p>しかしながら、建築物の構造に関する指導権限が消防本部にないことは明らかであり、消防本部が、建築主に建物構造の不燃化や使用建材の不燃化（=建築基準法令で定める基準以上の耐力や不燃性能等を併せ持つ建材の使用）を指導（行政指導を含めて）できる機会は皆無であり、かろうじて確認申請に伴う消防同意という制度で、一部の限られた建築物に対して、建築法令の防火に関する規定に適合又は不適合ということを羈束的に判断する権限しか有しておりません。</p> <p>よって、本計画中に「消防力の強化」として掲げている「建築物、建材の不燃化促進」という具体例を、町消防本部の責務として位置付けることは、たとえ本内容が訓示的な理念を掲げた例えであっても、不適切な表現（字句）であると考えますので、上記要旨のとおり「字句の削除」を求めます。</p> <p>なお、消防本部に限らずに同具体例を「実現できる」「実現を推進すべき」機関を考えると、建築主事を置かない当町においては、特定行政庁たる神奈川県であるのではないかと思います。</p> <p>また、いわゆる上乗せ条例を町条例として制定し、建築基準法よりも更に厳しい建築物の構造規制（耐火造、準耐火造へのグレードアップなどの耐火性能向上）を求めるのであれば、町都市整備課建築担当が主体となって推し進めていくことが最良であると考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。「建築物、建材の不燃化促進」に関しては、消防本部だけでなく、町、土木事務所等の関係機関と連携した指導、促進を図っていきます。</p>
---	---	---